

## 平成29年4月相良村農業委員会定例総会議長進行要領

1. 開催日時 平成29年4月10日（月） 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員（14人）

会長(14番) 高岡 重盛	職務代理者(13番) 米田 一喜	
(1番) 宮原 清人	(2番) 伊東 明継	(3番) 森松 栄
(4番) 西田 義和	(5番) 尾方 文代	(6番) 白石 悌二
(7番) 渡邊 和夫	(8番) 岩坂 博行	(9番) 永田 熊信
(10番) 椎葉 セイ子	(11番) 宮原 敬五	(12番) 岩崎 盛光

4. 欠席委員（ 0人）

欠席委員：(—————)

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見  
について

日程第4 議案第11号 農業基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認  
について

日程第5 議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用  
地利用配分計画（案）に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治

農地係長 渋谷 美佐江

## 7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p style="text-align: center;"><b>1 開会・議長挨拶</b></p> <p>おはようございます。 只今から、平成29年4月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p style="text-align: center;"><b>2 議事録署名委員の指名について</b></p> <p>議事録署名委員は、11番委員、12番委員の2名を指名します。 よろしくお願ひします。 これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件が32件です。</p>
議長	<p style="text-align: center;"><b>3 議 事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>議案第9号</b> <b>農地法第3条の規定による許可申請について</b></p>
議長	<p>はじめに、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。</p> <p>まず、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。 議案第9号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。 番号1、大字四浦西字除ヶ添、田1筆の400㎡です。所有権移転の案件で譲渡人、譲受人は、議案に記載されているとおりです。 売買価格は160,000円で、10aあたりに換算しますと400,000円です。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について、3番委員からの報告をお願いいたします。
3番委員	先日、現地調査等を行い、譲り受け人からお話しをお聞きして、譲り渡し人が、高齢となり耕作放棄地になりかねないので、茶を植え付けして農地の保全をしたいとのことです。以上報告します。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について</p>
議長	<p>次に、議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、審議します。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。</p> <p>番号1、大字深水字馬場、畑1筆 187㎡です。所有権移転の案件で譲渡人及び譲受人は、議案に記載されているとおりです。親族間の無償の所有権移転案件で転用目的は農家住宅となっております。現在の住宅が老朽化しており、3世代の同居となるため現在のより大きくなるので、転用の必要があるための申請です。以上です。</p>
議長	引き続き、本件について、7番委員からの報告をお願いいたします。

7 番委員	<p>先日、現地確認をしまして、申請人も土、日農業をされており、別に問題ないと、思われます。以上報告します。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明及び7番委員からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、審議します。</p> <p>まず、1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）についてご説明します。</p> <p>番号1、大字柳瀬字井沢原及び新並木、田3筆、5,336㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり14,055円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字浜ノ上、新並木及び吉野尾、田9筆、畑5筆の21,072㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字別府原畑1筆の195㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は3年で、賃借料は10a当り5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字別府原畑1筆の655㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は、3年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、5番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字川辺字桑木原畑1筆の1,261㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、6番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号6、大字川辺字佐土原田2筆の4,268㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は3年です。賃借料は、1283㎡の農地は1筆あたり17,650円、2,985㎡の農地は10a当り10,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、7番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7、大字川辺字内田、田1筆の543㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆で5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、8番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号8、大字柳瀬字六反田、田1筆の3,313㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で10a当り20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、9番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号9、大字柳瀬字入口、田1筆の1,967㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で玄米180kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ</p>



議長	<p>しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、10番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号10、大字柳瀬字村ノ上及び入口、田2筆の2,519㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、11番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号11、大字川辺字下七折、畑1筆の1,872㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は10年で、賃借料はお茶15kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、12番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号12、大字柳瀬字村ノ上、田1筆の937㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は10年で、賃借料は玄米90kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、13番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号13、大字柳瀬字村ノ上及び入口の田2筆で2,005㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は2筆で玄米180kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、14番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号14、大字柳瀬字村ノ上、田1筆738㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、15番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号15、大字柳瀬字浜ノ上及び新並木・吉野尾、田3筆の3,534㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10a当り20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、16番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号16、大字深水字小園及び田ノ下、田4筆の3,176㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当り17,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、17番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号17、大字柳瀬字浜ノ上、畑3筆の5,910㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）について審議します。</p> <p>まず、1番についてですが、1番委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>（1番委員退席）</p>
議長	<p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）についてご説明します。</p> <p>番号1、大字柳瀬字小原、畑1筆1037㎡です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者は、議案に記載されているとおりです。売買価格は、200,000円で、10a当りに換算すると192,864円となります。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について私の方から報告します。譲人に関しましては、年齢的に管理ができないとのことで、売買金額も双方で協議したと報告を聞いています。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明及び私の報告で、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、1番委員の入室を許可します。</p> <p>（1番委員入室・着席）</p>

<p>議長 事務局</p>	<p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号2、大字柳瀬字入口田5筆の6,142㎡です。所有権を移転する者所有権の移転を受ける者は、議案に記載されているとおりです。売買価格は、3,071,000円で10a当りに換算しますと500,000円となります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>引き続き、本件について、1番委員からの報告をお願いいたします。</p>
<p>1番委員</p>	<p>3月24日、熊本県の方、事務局と現地確認もしております。譲り人も高齢なので何ら問題ないと思われます。以上報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局の説明及び1番委員からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>番号3、大字柳瀬字浜ノ上、田3筆で3,738㎡です。所有権を移転する者、移転を受ける者は、議案に記載されているとおりです。売買価格は1,682,100円で、10a当りに換算すると450,000円となります。</p>
<p>議長</p>	<p>引き続き、本件について、6番委員からの報告をお願いいたします。</p>
<p>6番委員</p>	<p>前件と同日に現地立会をして、価格の話もしました。どちらも異存はなかったです。ただ、今度買われる方が、手広くやっておられるので用排水路の管理が行き届くが心配なので、今後農業委員会で</p>

議長	<p>も指導していけばと思っております。以上報告します。</p> <p>ただいま、事務局の説明及び6番委員からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第12号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、審議します。</p>
議長	<p>この案件については、農地中間管理事業に関する案件ですので一括して事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、ご説明します。</p> <p>この10件の案件は、議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利集積計画の承認についての、番号9から番号17に係るもので、利用権を設定する農用地及び賃借料は先ほど説明したとおりです。</p> <p>この10件の農地を機構法賃貸借により、議案第12号に記載されております、権利の設定を受ける者に配分する計画案になります。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょう</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>○ ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。 これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>その他</p> <p>(1) 次回の総会の開催日について 5月10日、(水)曜日、午前9時から 閉会</p>
議長	<p>○ それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前10時10分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成29年4月10日

相良村農業委員会

署名委員 11番 \_\_\_\_\_ (印)

署名委員 12番 \_\_\_\_\_ (印)